

4 有珠山火山防災協議会

(1) 協議会の概要

協議会は、活動火山対策特別措置法第4条第1項の規定に基づき、北海道、伊達市、壮瞥町、洞爺湖町、豊浦町が設置するものとし、有珠山で想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制等の整備に関し、必要な次の事項について協議を行う。

- ア 噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- イ 北海道防災会議が活動火山対策特別措置法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- ウ 伊達市、壮瞥町及び洞爺湖町の防災会議が活動火山対策特別措置法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- エ 火山活動及び火山防災対策に係る情報共有に関する事項
- オ 火山噴火防災訓練の実施及び火山の防災意識の向上に係る啓発活動の実施に関する事項
- カ 火山活動の状況に応じた入山規制等に関する事項
- キ 噴火による災害が発生又は発生が予測された場合において、災害応急対策、災害復旧及び噴火終息後における復興に関し、設置自治体及び関係機関相互間の連絡調整に関する事項
- ク その他協議会が必要と認める事項

(2) 会議等

ア 協議会の開催

- (ア) 会議は、会長が招集する。
- (イ) 各構成機関は、噴火警戒レベルの推移に注視するとともに、各構成機関間において協議が必要と認めるときは、事務局に協議要請を行うものとする。
- (ウ) 事務局は、各構成機関からの協議要請に基づき、会長に報告し、会議を開催する。

イ コアグループ会議

- (ア) 協議会には、協議会の所掌事項を円滑・効率的に行うためコアグループ会議を設置する。
- (イ) コアグループ会議の開催にあたり、必要に応じて構成機関以外の者を出席させることができる。

ウ 専門部会

- (ア) 会長は、協議会の所掌事項に係る個別事案を具体的に検討するため、関連する機関の実務者からなる専門部会を設置することができる。
- (イ) 専門部会で検討した内容は、協議会及びコアグループ会議に報告しなければならない。

(3) 協議会の構成機関

協議会の構成機関と主な役割は、次のとおりとする。

表3 構成機関と主な役割（協議会規約第4条関係）

機 関 名	役 割
北海道 北海道胆振総合振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること ・関係市町及び防災関係機関の行う対策の支援及び総合調整に関すること ・自衛隊の災害派遣要請に関すること ・医療救護活動に関すること ・医薬品及び衛生材料等の確保に関すること ・避難所における保健活動及び精神保健活動（心のケア）に関すること ・環境衛生対策及び食品衛生対策等に関すること ・火山活動土砂災害の観測に関すること ・火山砂防事業に関すること ・道道の維持、修繕、被害復旧及びその他の管理に関すること ・平常時に住民向けの啓発活動を推進すること ・職員向けの火山研修を行うこと
伊達市 壮瞥町 洞爺湖町 豊浦町	<ul style="list-style-type: none"> ・火山防災・減災に関すること ・物資、資機材の備蓄など予防対策を行うこと ・防災知識の普及啓発、防災訓練など自主防災活動を推進すること ・災害発生時に災害応急対策及び災害復旧を行うこと ・平常時に職員向けの有珠山研修を行うこと
札幌管区气象台 室蘭地方气象台	<ul style="list-style-type: none"> ・火山観測並びにその成果の収集及び発表に関すること ・火山情報の発表に関すること ・防災知識の普及及び啓発に関すること
北海道開発局室蘭開発建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・国道の改築、維持、修繕、災害復旧及び発表に関すること ・地方自治体等への技術的支援に関すること
陸上自衛隊第7師団	<ul style="list-style-type: none"> ・有珠山火山防災協議会の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること ・災害派遣要請に基づき部隊等の派遣をすること ・海上・航空自衛隊及び他師団等の災害派遣について調整を図ること
北海道警察本部 伊達警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難誘導及び救出救助に関すること ・緊急交通路の確保に関すること ・避難場所、危険区域等の警戒に関すること ・犯罪の予防及び取締に関すること ・危険物に関する保安対策に関すること ・その他関係市町等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること
西胆振行政事務組合消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・火山情報の収集伝達に関すること ・避難情報の伝達、誘導に関すること ・災害警戒、救出救助・救急に関すること
学識経験者	<ul style="list-style-type: none"> ・火山噴火や土石流など想定される現象に対する専門的見地から助言を行うこと
北海道森林管理局後志森林管理署	<ul style="list-style-type: none"> ・治山事業に関すること

室蘭海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時において船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること ・災害時において罹災者、救援物資、避難者等の海上輸送に関すること
国土地理院北海道地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> ・地理空間情報の提供に関すること
北海道総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策用支援機材の貸与に関すること ・市町村が整備する災害時情報システムに関すること
北海道地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・国立公園の自然環境整備に関すること
東日本高速道路株式会社 北海道支社室蘭管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路の維持、修繕、災害復旧及びその他の管理に関すること ・緊急避難路の確保に関すること
北海道旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社北海道支社	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における鉄道輸送の検討に関すること ・災害時における避難者の輸送等について、関係機関への支援検討に関すること
東日本電信電話株式会社 北海道南支店苫小牧営業支店	<ul style="list-style-type: none"> ・気象官署からの警報等の伝達に関すること ・非常及び緊急通信の取扱いに関すること ・電報電話の利用制限を実施し重要通信の確保を図ること
北海道電力ネットワーク株式会社 室蘭支店	<ul style="list-style-type: none"> ・電力供給施設の防災対策に関すること

表 4 コアグループ会議（協議会規約第7条関係）

機 関 名	職 名
北海道胆振総合振興局	地域創生部危機対策室主幹
伊達市・壮瞥町・洞爺湖町・豊浦町	防災担当課長
札幌管区気象台	火山対策調整官
室蘭地方気象台	防災管理官
北海道開発局室蘭開発建設部	防災課長
	治水課長
	道路防災推進官
学識経験者	

5 事前対策

(1) 防災体制の構築

防災体制はあらかじめ緊急時を想定する必要があるため、市町及び防災機関は平常時から協議会における協議検討を通じ、情報の共有や避難の対応について調整を行い、連携のとれた行動が図られるよう努める。

そのために平常時に各機関で火山防災研修を行うとともに、各機関が連携した実習を行って担当者相互に顔が見える関係を構築することに努める。

(2) 情報伝達体制の構築

ア 火山に関する情報の収集と伝達

(ア) 火山現象に関する警報・予報、情報等の種類

a 噴火警報（居住地域）及び噴火警報（火口周辺）

気象業務法第13条の規定により、噴火に伴い生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表するもので、警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表される。

なお、「噴火警報（居住地域）」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

b 噴火予報

気象業務法第13条の規定により、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表される。噴火警報の解除を行う場合等に「噴火予報」が発表される。

c 火山の状況に関する解説情報

(a) 火山の状況に関する解説情報（臨時）

現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断された場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるために発表される。

(b) 火山の状況に関する解説情報

現時点で、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断された場合に適時発表される。

d 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、以下のような場合に発表される。

(a) 噴火警報が発表されていない場合に、噴火が発生した場合

(b) 噴火警報が発表されている場合に、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（噴火の規模が確認できない場合は発表される。）

(c) このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断された場合

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用される。

e 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、臨時及び定期的に発表される。

f 降灰予報

(a) 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中に、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表される。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲が提供される。

(b) 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した場合に、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表される。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲が提供される。

注 降灰予報（定時）発表中の場合は、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表される。

降灰予報（定時）未発表の場合は、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表される。

(c) 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した場合に、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表される。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻が提供される。

注 降灰予報（定時）発表中の場合は、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表される。

降灰予報（定時）未発表の場合は、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表される。

降灰予報（速報）が発表された場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表される。

表5 降灰予報で使用する降灰量階級表（気象庁）

名称	表現例		影響ととるべき行動		その他の影響	
	厚さキーワード	状況		人		道路
		路面	視界			
多量	1mm以上 <外出を控える>	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性的喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し、健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰を巻き上げて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦厚さ<1mm <注意>	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は病状悪化のおそれがある	徐行運転する ○短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある ○道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は徐灰作業を開始）	稲などの農作物が収穫できなくなったり※、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがよくわかる	窓を閉める ○火山灰が衣服や身体に付着する ○目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※

※ 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による想定

g 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報

h 月間火山概況

前月1ヵ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月月上旬に発表される。

i 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに周知するために発表される。

(イ) 火山現象に関する警報・予報、情報等の伝達

気象台から発表された噴火警報等について、各関係機関は図1（噴火警報等伝達系統図）に基づき、防災情報提供システムや電話、FAXなどを用いて伝達し共有する。

関係機関は必要に応じて、緊急速報メールや防災行政無線、広報車、SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）などを用いて住民に広報する。また、報道関係機関に対して、テレビやラジオ等での広報を依頼する。

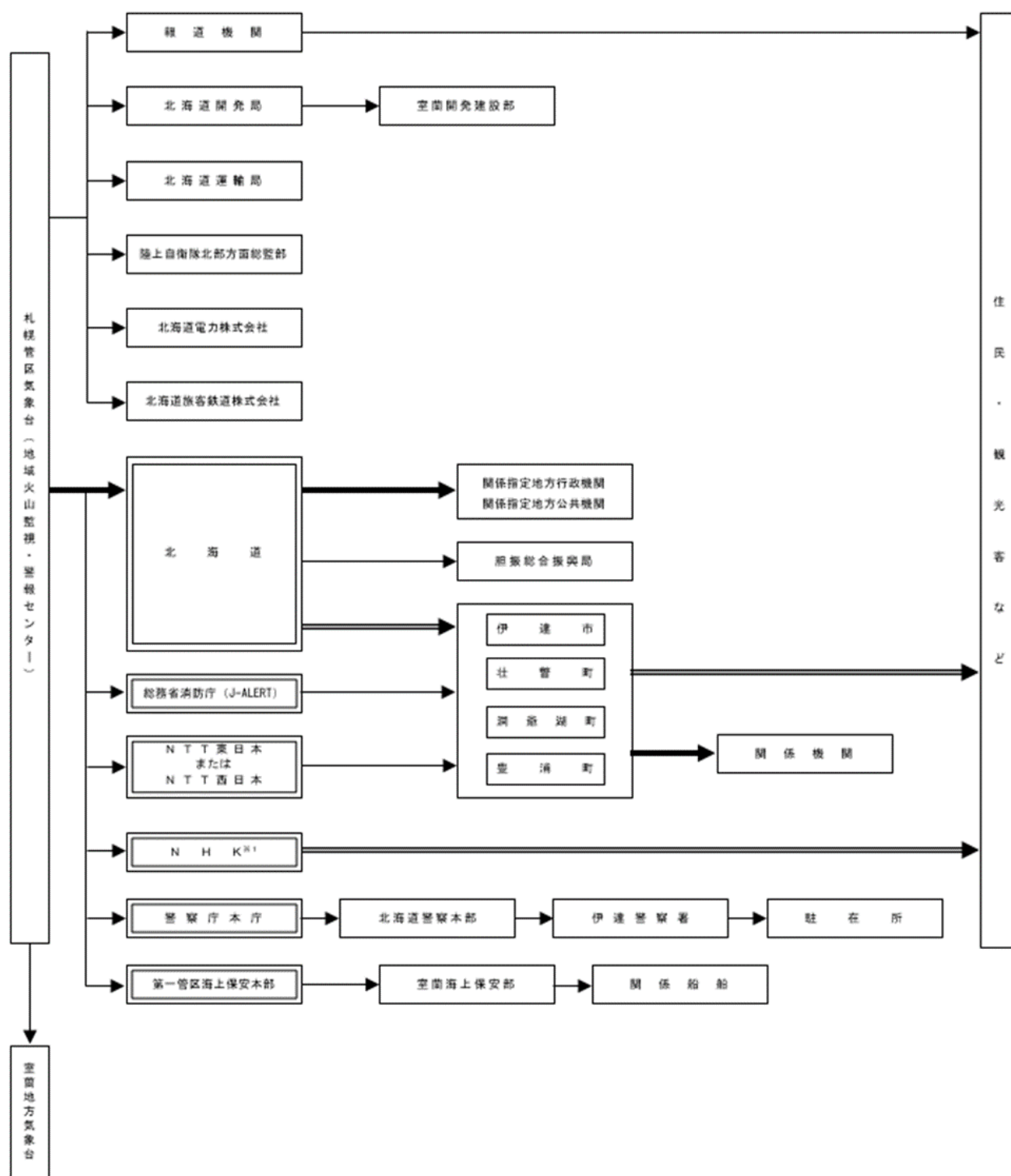
なお、情報の発信に際して、風評被害などを考慮し、過度な不安をあおらないよう注意する。

(ウ) 有珠山特有の留意事項

火山活動の状況によっては、噴火警戒レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らないことから、早期の情報発信が重要となる。

また、噴火警戒レベル4のままで噴火がなかなか発生しない状態が続く可能性もある。

図1 噴火警報等伝達系統図



- 注 1. 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
 2. 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。
 3. 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。

※1 あらかじめ定められた通信系統が障害となった場合は、札幌放送局及び該当する地方の放送局へ通知する。

イ 住民等への情報伝達と手段

市町等は、住民等への情報伝達は迅速かつ確実に行うものとする。

<情報の伝達方法>

避難情報の住民等への伝達方法は、次のとおりとする。

なお、広報車等による伝達など現地における広報活動については、噴火活動からの安全性が確保された場合のみ行う。

- (ア) 各市町ホームページ、緊急速報メール、SNS
- (イ) 防災行政無線による一斉伝達
- (ウ) 広報車による伝達
- (エ) 放送事業者への要請によるテレビ・ラジオ放送による伝達
- (オ) チラシ・電話・口頭による伝達
- (カ) 警察・消防機関に避難広報を要請

<伝達例文>

【レベル2】

こちらは防災〇〇です。有珠山で体に感じない火山性地震が多く発生しています。

噴火の前兆現象である可能性が高まっています。避難に時間のかかる方は避難の準備を始めてください。避難に関する情報や気象庁の発表する火山に関する情報にご注意ください。

【レベル4】※体に感じる地震が発生した場合

こちらは防災〇〇です。有珠山で体に感じる地震が発生しました。噴火する可能性が高まっています。避難の準備をしてください。避難に時間がかかる方は避難を開始してください。避難所は〇〇です。

【レベル4】※体に感じる地震が何度も発生した場合

こちらは防災〇〇です。有珠山で体に感じる地震が何度も発生しました。噴火する可能性が更に高まっています。早めの避難を心がけてください。避難所は〇〇です。

【レベル5】

こちらは防災〇〇です。有珠山では、噴火が切迫した状態にあります。〇〇・△△地区に避難指示を発令しました。直ちに避難を開始してください。避難所は〇〇です。

ウ 登山者・観光客への情報伝達と手段

有珠山の山頂部分（外輪山展望台、南外輪山展望台、ロープウェイの火口原展望台）へのルートは3本であり、登山者への情報伝達は、伊達市側では有珠登山道、有珠山遊歩道入口地点において立て看板やチラシで行う。

また、立入規制を行う場合は、立て看板やチラシで周知するとともに、伊達市が車両や徒歩等により、山頂部展望台や有珠登山道、有珠山遊歩道に残留者がいないことを確認する。

ロープウェイの火口原展望台へは、ロープウェイを利用して行く登山者・観光客が多いことから、壮瞥町が搭乗口でのチラシや放送で情報を伝達する。

立入規制となった場合は、ロープウェイの運行を停止するため、登山者・観光客は入域が不可能となる。壮瞥町とロープウェイ会社が協力し、火口原展望台等に残留者がいないことを確認後、従業員も退避させる。

<立て看板 文例>

【レベル2】

有珠山で体を感じない火山性地震が多く発生しています。
噴火の前兆である可能性が高いので、これより先は立入を禁止します。
(避難経路は、〇〇〇です。)

<チラシ 文例>

【レベル2】

有珠山で体を感じない火山性地震が多く発生しています。噴火の前兆である可能性が高いのでこの地域からの避難の準備を始めてください。

【レベル4】

有珠山で体を感じる火山性地震が何度も発生しました。この地域は噴火による災害を被る可能性が高まっているので直ちに避難してください。
(安全な区域を明示する)

<FM放送 文例>

【レベル2】

有珠山で体を感じない火山性地震が多く発生しています。噴火の前兆である可能性が高いので火山防災マップで危険区域にお住まいの方で避難に時間のかかる方は避難の準備をしてください。自治体の発表する避難に関する情報や気象庁の発表する火山に関する情報にご注意ください。

【レベル4】※体を感じる地震が発生した場合

有珠山で体を感じる地震が発生しました。噴火する可能性が高まっています。火山防災マップで危険区域にお住いの方は、避難の準備をしてください。避難に時間がかかる方は避難を開始してください。避難の際は自治体の指示に従ってください。

【レベル4】※体を感じる地震が何度も発生した場合

有珠山で体を感じる地震が何度も発生しました。噴火する可能性が更に高まっています。自治体の指示に従い、早めの避難を心がけてください。

【レベル5】

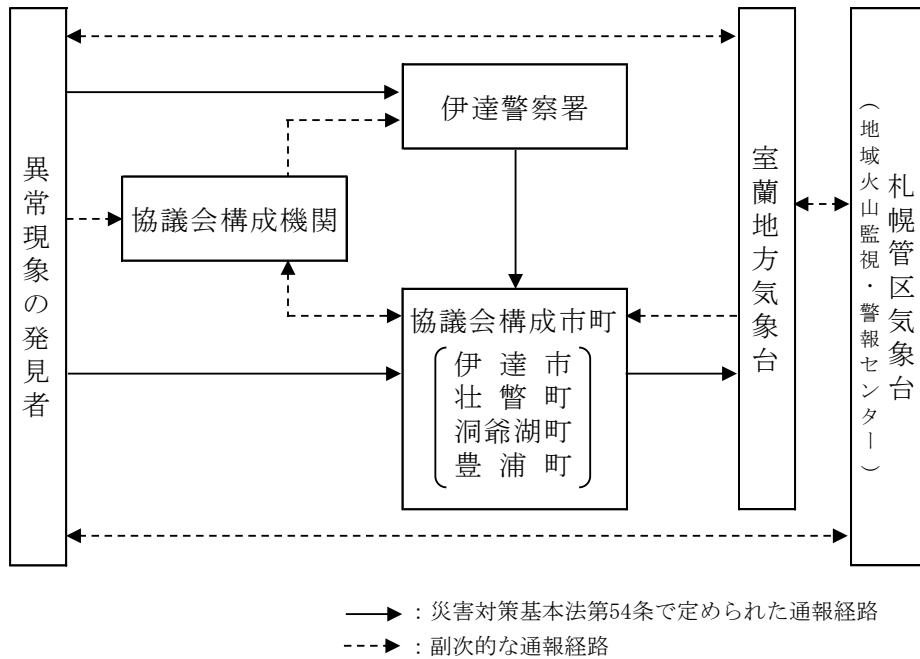
有珠山では、噴火が切迫した状態にあります。次の地域は(具体的町名を入れる)噴火による災害を被る可能性が高いので直ちに避難を開始してください。

エ 異常現象発見者の通報

火山に関する異常現象を発見した者は、関係市町、警察署などに通報する。

異常現象の通報を受けた機関は、その内容を室蘭地方気象台、協議会事務局及び北海道(胆振総合振興局)に伝達する。

図2 異常現象発見者の通報フロー



(3) 避難のための事前対策

ア 避難情報の発令基準

(ア) 入山規制の実施基準

噴火警報（火口周辺）が発表され、噴火警戒レベル2に引き上げられた場合、災害危険区域内の規制緩和区域への立入を禁止する。

(イ) 高齢者等避難の発令基準

噴火警報（火口周辺）が発表され、噴火警戒レベル2でも体を感じる地震が発生するなどして、気象庁との相互連絡による結果や気象庁からの情報を得られた場合若しくは噴火警報（居住地域）が発表され、噴火警戒レベル4に引き上げられた場合、被害発生が想定される危険区域に各市町長が発令する。

(ウ) 避難指示の発令基準

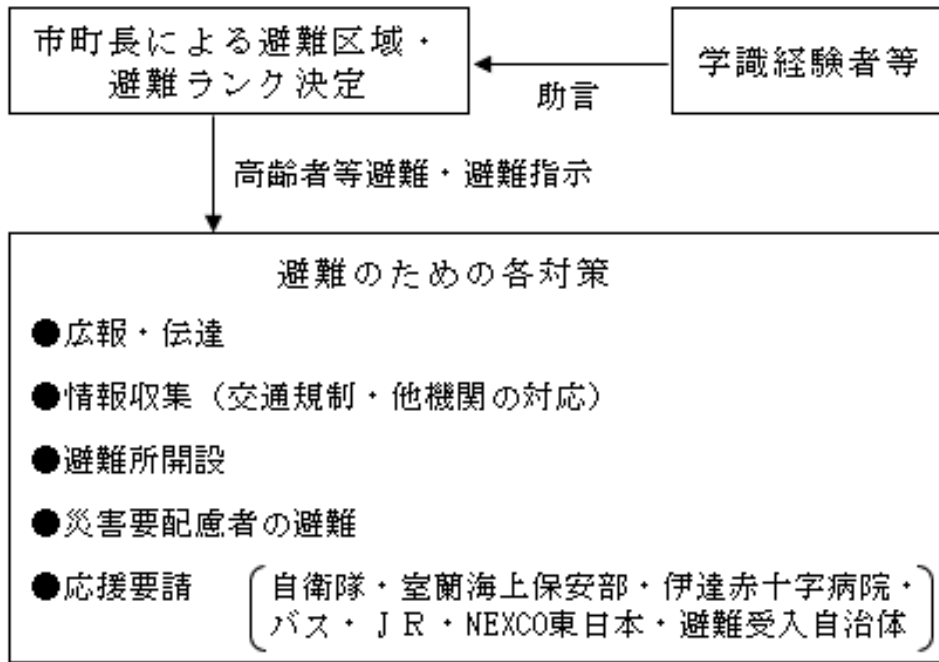
噴火警報（居住地域）が発表され、噴火警戒レベル4でも、体を感じる地震が何度も発生するなどして、気象庁との相互連絡による結果や気象庁からの情報が得られた場合若しくは噴火警戒レベル5に引き上げられた場合、被害発生が想定される危険区域に各市町長が発令する。

イ 避難区域の設定と避難ランク

(ア) 避難対策の決定と実施

関係市町長は、防災関係機関の指導・助言を受け、避難区域及び避難ランクを決定するとともに、避難に必要な各対策を実施する。

図3



(イ) 避難ランク

避難ランクは次の2段階とする。

表6 避難ランク

ランク	発令の基準	内容	根拠
高齢者等避難	噴火につながる異常現象が認められる場合	安全のため、住民・観光客等に対して自発的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等の自ら避難することが困難な者に事前の避難を勧めるもの	災害対策基本法第56条
避難指示	噴火により被災する可能性があるとき	住民、観光客等に対し避難を勧め促すもの	災害対策基本法第60条、第61条
	噴火により被災する可能性が高く事態が切迫しているとき	急を要し、避難のため立退かせるもの	

ウ 住民避難の基本的考え方

住民等への避難情報は、火山現象による影響範囲に対し、その活動に応じた段階的な避難情報の発令を基本とする。

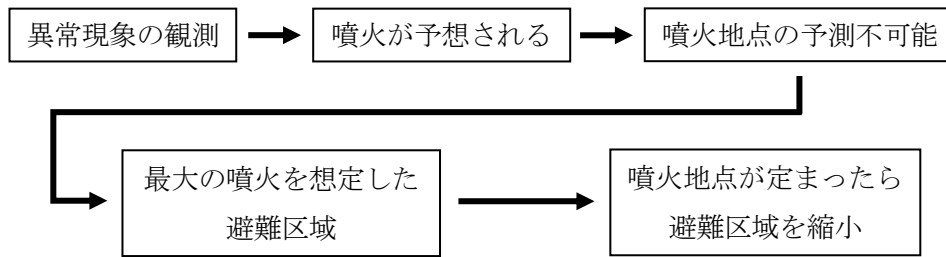
エ 避難区域

避難区域は、噴火活動の状況や防災関係機関の指導・助言を受け、関係市町長が決定する。

有珠山噴火の予測は、前兆現象により大部分可能であるが、噴火の形態、規模、期間を事前に予測することは困難であることから、避難情報の発令にあたっては生命身体の安全を第一に考え、ハザードマップにかかれた火砕流・火砕サージ・泥流（土石流）の危険区域をもとに、住民が判断しやすい範囲で避難区域を設定する。

避難指示を発令する区域は、火山専門家や関係機関の観測データ等の活用による助言により、火山活動の推移を見ながら拡大あるいは縮小する。

図4 避難区域の考え方



オ 警戒区域の設定

関係市町長は、災害対策基本法第63条に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、その区域からの退去を命ずるとともに、立ち入りを制限、禁止する。

なお、この履行を担保するために、違反については罰則が規定されている。

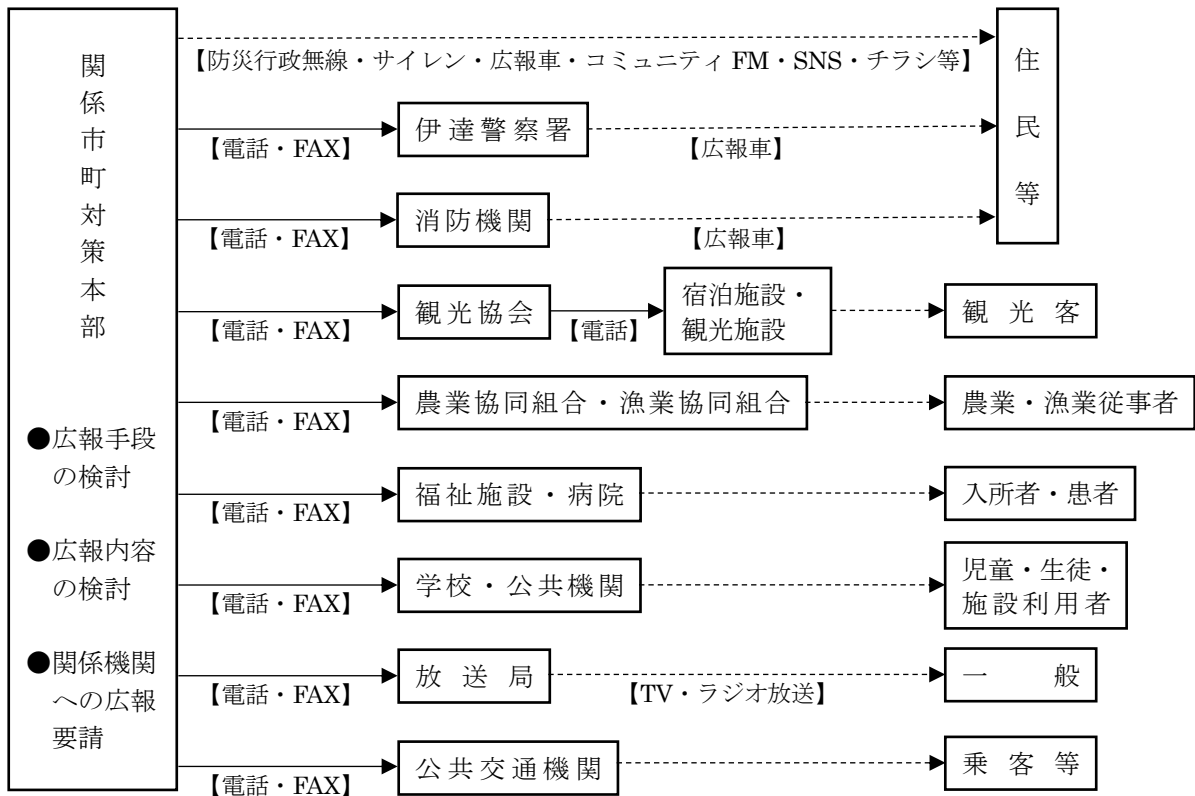
カ 住民等への避難広報

(ア) 広報活動のながれ

a 広報手段

関係市町は、広報の手段、内容を検討し、次の手段にて避難広報を行う。

図5 広報のながれ



b 広報の内容

広報の内容は次のとおりとする。

- ①避難区域 ②避難の内容 ③避難の理由（火山活動の状況） ④避難先 ⑤避難方法
⑥携行品・服装等の留意点 ⑦電気・ガス等の危険物の遮断 ⑧戸締まり
⑨ペットの避難 ⑩生業のために必要な物品の確保

(イ) 住民への広報

関係市町は、防災行政無線、サイレン、広報車、コミュニティFM、SNS、チラシ等にて、避難広報を行う。

また、警察、消防機関に避難広報を要請する。

(ウ) 要配慮者への広報

関係市町は、福祉施設、学校などに対して電話、FAX等により避難する旨について伝達する。特に福祉施設・病院には、職員を派遣して避難方法や避難先について調整を図る。

また、一人暮らしの高齢者等の在宅者については、住民組織の協力を得て、各戸伝達を行う。

(エ) 登山者への広報

有珠山では、平常時より協議会が災害危険区域を設定して立入規制を行っているため、登山者が入域できるのは、安全性が確保された規制緩和区域のみである。

登山者が山頂部へ行くルートは、3本（有珠登山道・有珠山遊歩道・ロープウェイ）である。体に感じない微小な地震の増加が観測された場合、注意喚起の看板等を設置し、登山者に対する立入規制を実施する。

登山者の退去確認は、伊達市側は車両・徒歩等で伊達市が行う。ロープウェイ側は、壮瞥町がロープウェイ会社と協力をして行う。

(オ) 観光客・観光施設への広報

体に感じない微小な地震の増加が観測された場合、関係市町は、観光協会に対して電話、FAX等により火山活動の状況を伝達し、ホテルや旅館などの宿泊施設や観光施設への連絡を要請する。また、外国人観光客対応として、多言語化したチラシの配置などに努める。

宿泊施設や観光施設は、観光客や宿泊者に火山活動の状況や避難経路等を啓発するとともに、旅行会社等へも状況を説明するなど安全対策の強化を求める。

体に感じる地震に移行した場合、これまでの有珠山の活動歴から噴火につながる可能性が高いため、関係市町は、観光協会に避難する旨を伝達し、宿泊施設や観光施設への連絡を要請する。事態が切迫している場合は、直接宿泊施設や観光施設に電話、FAX等により伝達する。

宿泊施設や観光施設は、観光客の受入れを中止するとともに、既宿泊者等に状況を伝達し、避難経路により区域外へ退去を求める。

(カ) その他の広報

関係市町は、ホームページ等に避難区域、避難所その他の情報を掲載する。

(キ) 報道対応

a 記者発表

関係市町及び北海道は、必要に応じて災害対策本部等で記者発表を行う。

b 広報要請

関係市町は、北海道を通じて放送機関に避難についての広報を要請する。

c 報道機関への要請

関係市町は、報道機関に対し避難区域への立ち入り禁止措置等を徹底するよう要請する。

キ 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所とは、噴火に伴い発生する火山現象等の危険が切迫した状況において、住民等が身を守るための場所として位置付けるものである。

各市町が指定している指定緊急避難場所は資料1のとおりである。

ク 指定避難所の指定等

(ア) 指定避難所の指定

指定避難所とは、噴火に伴い発生する火山現象の危険性がなくなるまで、住民等を必要な期間滞在させることを目的とした施設である。

各市町が指定している指定避難所は資料2のとおりである。

(イ) 感染症対策

内閣府のガイドラインや北海道危機対策課の北海道版避難所マニュアル等を参考に避難所における感染症対策に必要な物資・資材の事前準備に努める。

ケ 避難経路の確立

避難経路は資料3のとおりとする。

(4) 救助活動の構築

有珠火山防災計画

第2編 火山噴火対応計画

第4章 噴火対応Ⅱ期 第1節 救助救出・応急医療対策（2-19頁～2-21頁）を参照

(5) 避難促進施設

ア 避難促進施設の指定

各市町は、火口からの距離等施設の位置や利用者数等施設の規模、その他地域の実情を考慮し、集客施設等を避難促進施設として、地域防災計画に位置付けるものとする。

避難促進施設の指定にあたっては、協議会において協議するとともに、施設の所有者等と十分に調整を行うものとする。

イ 避難確保計画作成の支援

各市町は、避難促進施設の所有者等に対し、利用者等に対する情報伝達体制や避難誘導方法等を定めた「避難確保計画」の作成を求めるとともに、本計画や地域防災計画と整合のとれた「避難確保計画」となるよう、その支援にあたるものとする。

6 噴火時等の対応

(1) 火口周辺規制及び有珠山への立入規制

登山者、観光客の安全を確保するため、火山性地震の多発化や体に感じる地震へ移行した場合、協議会が指定している「災害危険区域」内の規制緩和区域への立入を規制する。

(2) 避難所開設、高齢者等避難による避難

噴火警戒レベル2の段階で各市町長が避難所を開設した場合や高齢者等避難を発令した場合の対応は次のとおりとする。

ア 避難誘導

避難所周辺等地域の誘導を実施する。（避難誘導地点は、各市町の計画による。）

イ 交通手段

徒歩、自転車、自家用車、公共交通機関による自力避難又は、地域の共助による支援体制によることを原則とする。

ただし、自力避難又は、地域の共助による支援体制によることが困難な者は、各市町の計画に基づき避難する。（細部は、各市町の計画による。）

ウ 避難所開設

各市町長は、避難所を指定・開設し、収容を開始する。

エ 避難所における救助措置

炊き出し、寝具、生活必需品の提供、医療等は必要に応じて行うものとする。

オ 携行品の制限

必要最小限の食料、長期化を視野に入れた被服、日用品及び医薬品とする。

避難所のスペースは限られるため、過剰に携帯しないように日頃から住民に周知・啓発に努める。

カ 避難所の運営にあたる職員

(ア) 避難者名簿等を管理し避難者の入退所を記録する。

(イ) 避難者名簿は災害対策本部へ提出し、避難者全体を把握する。

(ウ) 関係市町は、親戚・知人宅などへ避難した避難者からの連絡により、避難所以外への避難者を把握し、避難者名簿に登録する。

(エ) 避難者が自主的に役割分担して避難所の運営に携わるように促す。

(オ) 避難者のニーズを把握して対策本部に伝える。

(3) 避難指示による避難

各市町長が「避難指示」を発令した場合の対応は次のとおりとする。

ア 避難誘導

避難地区の避難誘導は、各市町の計画に基づき当該地区の消防機関が行うものとする。

イ 交通手段

徒歩、自転車、自家用車、公共交通機関による自力避難又は、地域の共助による支援体制によることを原則とする。

ウ 避難所開設

各市町長は、避難所を指定・開設し、収容を開始する。

エ 避難所における救助措置

炊き出し、寝具、生活必需品の提供、医療等は必要に応じて行うものとする。

オ 携行品の制限

必要最小限の食料、長期化を視野に入れた被服、日用品及び医薬品とする。

避難所のスペースは限られるため、過剰に携帯しないように日頃から住民に周知・啓発に努める。

カ 避難所の運営にあたる職員

(ア) 避難者名簿等を管理し避難者の入退所を記録する。

(イ) 避難者名簿は災害対策本部へ提出し、避難者全体を把握する。

(ウ) 関係市町は、親戚・知人宅などへ避難した避難者からの連絡により、避難所以外への避難者を把握し、避難者名簿に登録する。

(エ) 避難者が自主的に役割分担して避難所の運営に携わるように促す。

(オ) 避難者のニーズを把握して対策本部に伝える。

有珠火山防災計画

第2編 火山噴火対応計画

第3章 噴火対応I期 第1節 避難対策（2-10項～2-15項）を参照

(4) 各市町の避難所等

各市町の避難所等の細部場所については、次の資料によるものとする。

資料1 「指定緊急避難場所（屋外施設）又は、集合場所」

資料2 「指定避難所」

資料3 「主要避難経路図」

(5) 広域避難における避難所

各市町長は、災害の規模等により、指定避難所における避難者の収容が困難と判断した場合などは、近隣市町村に受け入れを要請する。また、受け入れ避難施設に職員の派遣を要請する。

(6) 道路交通規制

ア 交通規制

避難指示等が発令された場合、道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察）は、避難区域への交通を抑止するため、広域に及ぶ迂回路の設定、高速道路、国道、道道、市町村道の通行禁止等の交通規制を実施する。

イ 検問などの実施

道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察）は、交通規制がとられた場合は、道路標識などを設置するとともに、必要に応じて検問所を設置し、交通規制や迂回路の指示を行う。

ウ 迂回路設定

道路管理者は、交通規制がとられた場合は迂回路を設定する。

山頂噴火が発生した場合の迂回路は、資料5のとおりとする。

山麓噴火が発生した場合は、噴火口の位置等により危険区域が変わるため、状況に応じた迂回路を設定する。

噴火が発生する前の迂回路は、噴火口の位置を特定することが困難であるため、山頂噴火と山麓噴火における火砕流・火砕サージ、泥流（土石流）及び噴石による危険区域を踏まえて設定する。なお、避難区域近傍への流入交通、通過交通を抑制するため、広域に迂回案内を行い、交通を誘導する。

エ 緊急輸送のための交通規制

(ア) 緊急通行車両

北海道公安委員会が、緊急輸送のための交通規制を実施した場合、知事（振興局長）又は北海道公安委員会（警察署長）は、車両使用者等の申出により当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等の緊急車両であることを確認の上、各車両に「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を交付する。

(イ) 避難者利用車両等

北海道公安委員会が、通行禁止又は制限を実施する場合において、日常の生活に欠くことのできない車両等で、公益上又は社会生活上通行することがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両等の通行に支障を及ぼさない限り「規制除外車両確認証明書」及び「標章」を交付する。

オ 交通規制による迂回路等について

資料4 「主要交通規制図等」

有珠火山防災計画

第2編火山噴火対応計画

第3章噴火対応Ⅰ期 第3節交通対策（2-17頁）、

第4章噴火対応Ⅱ期 第7節交通対策（2-29項～2-30頁）を参照

(7) 救助活動

ア 救助活動の体制

(ア) 現地合同指揮所等の設置

北海道警察、西胆振行政事務組合消防本部、自衛隊、室蘭海上保安部は、救助活動を円滑に行うために、現場活動の一体性、効率性、安全性を考慮し、現地合同対策本部と連携し、現地合同指揮所等を設置するなど体制を整える。

(イ) 救助活動の支援体制

救助活動の対象範囲の検討・確認や活動実施の際には、北海道警察、西胆振行政事務組合消防本部、自衛隊、室蘭海上保安部に加え、必要に応じて、气象台、学識経験者、北海道開発局室蘭開発建設部、北海道森林管理局後志森林管理署等が技術的支援を行う。

(ウ) 活動基準の設定

二次災害を防止し、円滑に救助活動を行うため、火山活動の状況や噴火後における地形状況などを考慮した活動基準を検討する。

(エ) 救助活動の範囲

監視・観測データなどから予測される火山現象の影響範囲や土砂災害の危険範囲を関係機関や学識経験者からの助言を参考に判断し、活動が可能な範囲を検討する。

イ 住民等の救助活動

(ア) 要救助者情報の把握

各市町は、整備された避難対象者リストと避難所等で作成された避難者名簿の照合や、登山者名簿等から要救助者の情報整理を行い、協議会構成機関と情報を共有する。

(イ) 捜索・救助活動

救助等に関わる機関は、共有された要救助者情報をもとに、救出ルートや安全に退避できる場所を確認し、捜索・救助活動を行う。

ウ 医療活動

要救助者を救出し負傷している場合、救急指定医療機関へ早急に搬送する。

(8) 災害対策基本法に基づく警戒区域

警戒区域の設定については、協議会においてあらかじめ協議検討した危険区域のほか、各市町の避難状況や火山活動の状況により、設定や解除を行う。

(9) 報道関係者への対応

多数の報道機関が現地に集結することが予想されることから、各市町は気象庁や学識経験者と連携し、適切な情報を記者会見など単一の手段で定時に発信できる体制を構築する。

7 噴火開始後の対応

(1) 避難所の運営・管理

ア 自主運営組織の確立

避難生活が長期化する場合は、避難住民で構成する避難所運営組織をつくるよう促す。

イ 避難所の運営会議

各避難所における災害関係情報等の伝達や管理・運営に格差が生じないように、避難所班職員を定期的に招集し、情報交換・協議を行う。

有珠火山防災計画

第2編 火山噴火対応計画

第4章 噴火対応Ⅱ期 第3節 避難対策（2-22項～2-25項）を参照

(2) 治安の維持

住民が避難し、無人化した危険区域では、窃盗事件等が懸念されるが、警察官が危険区域において警備にあたることは、警察官の生命を危険にさらすこととなる。

このため、無人化した危険区域の周辺における警戒活動を行うことを基本とする。

(3) 救援物資と救援体制

住民等の避難後は、避難所での生活のための食料や衣料等の救援物資の配布や精神的負担軽減にむけて、居住スペースの快適化等の措置に努める。

ア ボランティア受入れ

ボランティアの受入れによる住民等の支援が行われることが多いことから、ボランティアセンターの立ち上げによる受け入れ体制の整備を図る。

<有珠火山防災計画>

第2編 火山噴火対応計画

第4章 噴火対応Ⅳ期 第13節 ボランティア対策を参照（2-36頁～2-37頁）を参照

イ 救援物資の受入れ

避難所班の職員は、避難所運営組織やボランティア等との共同作業により、必要な救援物資や充足した物資を把握する。

(4) 避難指示解除、一時立入等の対応

<有珠火山防災計画>

第2編 火山噴火対応計画

第6章 噴火対応Ⅳ期 第1節 避難の解除（2-43頁～2-46頁）を参照

(5) 風評被害対策

火山活動に伴い、本来観光客等の受入れが可能な地域においても観光客の減少や宿泊の取り消しなどが起こり、観光地として大きなダメージを受けるおそれがあることから、報道機関に対して、最新の火山活動、影響範囲、民間事業者の営業状況等について正確な情報提供に努める。

8 土砂災害への対策

(1) 被害調査

関係市町、北海道及び室蘭開発建設部は、道路及び河川、人家等への被害の状況を調査する。

(2) 泥流対策

北海道、後志森林管理署及び関係市町は、噴火等による土砂移動現象の監視や被害調査に基づき泥流の流出を防ぐために、河川の掘削、遊砂地の設置及び除石、盛土工、溪間工、山腹工の設置などの砂防・治山事業その他災害予防対策並びに有珠山噴火緊急減災対策を積極的に実施する。

有珠火山防災計画

第2編 火山噴火対応計画

第6章 噴火対応Ⅳ期 第2節土砂災害への対策（2-46頁～2-47頁）、

第3編 火山災害予防計画

第3章 災害に強い地域づくり（3-7頁～3-10頁）を参照

9 平常時からの防災啓発等

(1) 有珠山火山防災マップの活用

有珠山火山防災マップを活用し、次の有珠山噴火に備え、有珠山の火山活動の特徴などを周辺住民へ啓発する。

(2) 児童・生徒への防災教育

児童・生徒が有珠山に関する知識を習得できるよう小学校、中学校の学校教育を通じて防災教育を行う。

(3) 観光客・観光業者への啓発

観光客が安全に避難できるように、観光施設等に有珠山火山防災マップを掲示するよう要請する。外国人の観光客が増えていることから有珠山火山防災マップの多言語化を検討する。

(4) 火山専門家との連携強化

気象庁、北海道大学等の火山専門家等と互いの情報を共有するよう努める。

有珠山について知識を広げるために、火山専門家等を招いて住民及び一般参加による講演会や見学会を実施する。

有珠火山防災計画

第3編 火山災害予防計画

第1章 有珠山の理解（3-1頁～3-3頁）、

第2章 地域及び行政の防災力向上（3-4頁～3-6頁）、

第3章 災害に強い地域づくり（3-7頁～3-10頁）、

第4章 実践的な災害応急計画の確立（3-11頁～3-15頁）を参照